

萩藩の分限帳・無給帳と遠近方

河本 福美

はじめに

小稿は、萩藩家臣団の基本台帳である分限帳・無給帳について考察を試みるものである。

周知のとおり、当館には萩藩にかかる文書・記録類が大量に伝来している。このうち「毛利家文庫」「県庁伝来旧藩記録」の文書群は、萩藩の各職座で作成・保存・管理されてきたもので、萩藩研究の素材として活用されている。

分限帳・無給帳については、藩政初期から明治初年までの写あるいは原本が伝来する。分限帳には知行持ちの家臣が、無給帳には扶持方の家臣が登載され、二つの帳簿を見れば、萩藩の軍事編成（組編成）と、それぞれの組に属す家臣の名前とその禄高を知ることができる^①。以下、分限帳と無給帳を一括していつときは、給禄帳と記す。

萩藩の分限帳・無給帳と遠近方（河本）

藩政史研究や自治体史等では、給禄帳を集計して家臣団構成（編成）といった表題の表が作成され、藩の概要を知るための基本史料として活用されるケースが多い^②。

給禄帳はそのような利用はされるが、給禄帳そのものに関する史料学的な研究はあまり進めてこられなかったと思われる。そこで小稿では、多数伝来する分限帳や関連の記録類から、その作成や管理のあり方について考察してみたい。

一 藩政前中期の給禄帳と遠近方

萩藩の給禄帳は、一部を除いて毛利家文庫「給禄」に分類されている^③。その大多数は写で、堅冊のものが多く。天保以降のものなかに横長帳（御根帳）が数点、二代藩主毛利綱広時代の折本形式のものも伝来している。また「御前分限帳」の名称で整理されたものもある。

萩藩の給禄帳は、当職配下の遠近方が管理にあたっていた。
『防長歴史用語辞典』（4）によると、次のように説明される。

・手子役または御役目遠近差引方とも称し、はじめ御国留守居役に属し、のちに当職の管轄となった。

・職務は、諸士の江戸その他への出役に対する課役や出銀にあたり、路程の遠近・任務の頻度軽量を調査して公平に諸役を賦課すること、老中と組頭との連絡を緊密にすることなどが主要のものであった。

・遠近付・無給通以下の諸士を管轄したが、承応元年（一六五二）に無給通の支配を蔵元両人役に譲った。

・寛永十九年（一六四二）に兼常喜兵衛を任じたのが最初で、正保四年（一六四七）以降は定員一人となった。

・のちに、諸士の諸願同や藩府の指令は悉く遠近方を經由し、また諸士以上の犯罪を判決して藩主の裁断を仰ぐこともその職掌となった。

・所属の役職に本締役、筆者役、分限帳方、助筆役などがあった。また記録類の調査保管のために遠近方記録取調方がおかれた。

遠近方は、家臣団を統轄・管理するうえで重要な実務を担った役所であった（5）。遠近方の初代とされる兼常喜兵衛は、「役

人帳」（6）や幕末に自身も遠近方を務めた中嶋市郎兵衛（松室）が編集した「遠近方伝」（7）でも筆頭に名前を挙げられている。

中嶋松室が典拠とした兼常の譜録（8）によれば、喜兵衛は、寛永十九年から明暦二年（一六五六）までの一五年の長きにわたって給禄帳を管理し、「毎日御城并御用所」に出勤して、家中の役目について沙汰したという。それ以前は寛永初年から当職や当役に「被成御付」とあり、具体的な職務についての記載はないが、要路の側近として働いていたことは間違いない。その実績や兼常個人の能力・人柄等によって信頼を得て給禄帳の管理を任されたと推測される。また正保三年に益田元堯（無庵）を責任者として進められた「仕組」（行財政改革）（9）の際、兼常は本務に加えて「元堯手前之御用」を慶安二年（一六四九）まで務め、正保四年には「御借銀事」で京・大坂へ出向いたという記載がある。

遠近方退任後、明暦三年には「秀就公御初入国御時節之御記録物」の作成を、また万治元年（一六五八）には「（綱広）初入国御在国中之御記録」を作成するよう命ぜられ、完成させている（10）。その後、寛文・延宝期には山口町奉行を務めた。

譜録には、次のような江戸加判衆連署奉書が録上されている。
御方事、御役目数年相続候へ共、御家来衆役目之遠近、老

中・組頭衆間之使、もあい銀等之指引可被相勤之旨候、御國中御仕置之儀今度堅田安房守ニ被仰付候間、万事彼方申次第可被遂其節候、児玉藤右衛門被相副候間申談、随分可有勤候、恐々謹言

(承応元年)

五月廿八日

(金役児玉元恒)

児 淡路書判

(江戸加判相柱元幸)

相 兵庫書判

(同毛利就方)

毛 宮内書判

兼常喜兵衛殿

これは、寄組堅田就政(安房)が「国中御仕置」つまり当職に就任した時のもので、兼常に対して堅田の指示に随つて、「御家来衆役目之遠近」「老中・組頭衆間之使」「もあい銀等之指引」等の遠近方の業務を児玉藤右衛門と相談して務めるよう命じている。当職が交代したこの機会に、改めて遠近方として業務にあたるよう指示したものである。

「御家来衆役目之遠近」の遠近とは、距離のことではなく時系列で遠い近い、即ち順番のことをさしている。江戸番手や城番等の番役、普請役、その他の様々な役目が公平になるように差配することは重要な役目であった。

「老中・組頭衆間之使」即ち加判衆と各組頭との間の連絡調

萩藩の分限帳・無給帳と遠近方 (河本)

整も重要な仕事となる。そして「もあい銀等之指引」の「もあい(催合、催相、もやい)銀」とは、後年の「助銀」「旅役出来」⁽¹¹⁾の先蹤となるものとみられ、家臣全体で拠出した銀を江戸番手等にあたる家臣に旅費等として分配することをさしていると見られる。組や個々の家臣に対して家中役を差配するうえで、給禄帳は必要不可欠の台帳であり、給禄帳が正しく作成・管理されていなければならなかった。

当該期の国元加判衆と江戸加判衆の間で取り交わされた御用状のなから、遠近方が関係する業務を抽出すると、①給禄帳の作成・管理、家臣の組付、家臣の隠居・養子・跡目などの江戸方への伺い、②江戸番手や御手伝普請などに勤仕する組の順番や、個々の家臣の役目の差配、③出銀の差配、④触流等々と多岐にわたる⁽¹²⁾。

これらの情報を一手に引き受け、家臣の役目等の差配をしたのが遠近方だが、次のように江戸加判衆から国元加判衆へ最新の給禄帳の督促がなされた⁽¹³⁾。家臣を江戸番手や公儀の役儀に動員するうえで、江戸方でも最新の情報を押さえておく必要があったと考えられる。

一書得御意候、新分限帳・無給帳急度可差上之由、分限帳之儀ハ先日差上せ候条、無給帳之儀ハ井上七郎左衛門・兼

常喜兵へ申渡相調、此度差上せ申候、恐惶謹言

（慶安四年）

六月十九日

（国元加判毛利就宣）

毛 右京

（当職国司就正）

国 備後

（国元加判益田就宣）

益 越中

（当職兒玉元征）

兒 民部

（江戸加判毛利就宣）

毛 宮内少様

（当役兒玉元征）

兒 淡路守様

（当役相持就幸）

相 兵庫頭様

右の奉書は、国元加判衆から江戸加判衆へ宛てたもので、当時、江戸方は国元に対して新規に分限帳・無給帳を作成して送付するよう求めていたことがわかる。分限帳は先日送付し、無給帳は、井上七郎左衛門（14）と兼常に指示してこの度差し送るという内容である。

慶安四年といえは、一月に初代藩主毛利秀就が亡くなつており、毛利氏一門を中心に幼君（千代熊、綱広）を支えて、藩政や公儀への務めを果たさなければならなくなつた年である。家臣に対して、公儀への役負担や家中役等を差配する際、給禄帳は極めて重要な帳簿であつた。

さて、藩政前期の給禄帳について、次の明暦元年（一六五五）の加判衆奉書に注目したい（15）。

右古来之分限帳相尋候処、自先年組之入替其外御仕組有之節者、其時々二分限帳調替就被仰付候、無之由候、就夫明暦元年之分限帳ニ各判形仕置候之条、自今以後組之入替御仕与等有之候者、銘々名書之脇ニ子細被書付置、後年記録之分限帳ニ可被仕候、旁替被申候者替り之衆江此帳可被引渡候、以上

明暦元年十一月吉日

（当職堅田就政）

堅 安房守書判・印判

（国元加判益田就宣）

益 越中守同同

（同毛利就應）

毛 左京進同同

（同毛利就方）

毛 宮内少輔同同

（遠近方）

兼常喜兵衛殿

（同）

兒玉藤右衛門殿

右によれば、「古来之分限帳」を調べたところ、先年より組の入れ替えや「仕組」があつた場合、その都度分限帳を調え替えてきたので、「古来之分限帳」は保存されてこなかつたことがわかる。明暦元年の分限帳に加判衆が「判形」をするので、これ以後の異動は家臣の「名書之脇」に子細を書き付けて、「後

年記録之分限帳」にせよという内容が記されている。

したがって、明暦以前の給禄帳は、必要に応じてその都度改訂され、当用を終えた給禄帳を記録として保存していなかったようだ。ここまで長年にわたり給禄帳を管理してきたのは兼常喜兵衛で、兼常個人の能力によつて支障なく現実に対応していたと考えられる。しかし当用を終えた給禄帳を保管してこなかったために、先例を精査する材料を欠くことになり、多人数の家臣に対して個別の事情を斟酌して家臣の筆並や役目の割りふり等々で不都合も生じてきたのではないかと推測される。ともあれ、明暦元年の分限帳・無給帳が後年の記録として起点とな

ったことを確認しておく。

この点について、明和元年（一七六四）に遠近方所管の文書を調査・録上した記録の中に、次のような記載がある（16）。

自明暦元至宝暦十三

一分限帳

九十八冊

但、分限帳一ヶ年置、或者一ヶ年を置、追々改相成候ことが確認できる。また、但書に給禄帳が一年ないし二年おきに改められていたと記されているが、毛利家文庫「給禄」に分

遠近方には、明暦元年より前の給禄帳は伝わっていないかったことが確認できる。また、但書に給禄帳が一年ないし二年おきに改められていたと記されているが、毛利家文庫「給禄」に分

表 1 分限帳・無給帳写

年代	西暦	分限帳	無給帳	数量
寛文元	1661	○	○	各1
寛文3	1663	○	○	1、2
寛文5	1665	○	○	各2
寛文7	1667	○	○	1、2
寛文9	1669	○	○	1、2
寛文11	1671	○	○	1、2
寛文13	1673	○	○	各1
延宝5	1677	○	○	1、2
天和元	1681	○	○	1、2
天和3	1683	○	○	1、2
貞享2	1685	○	○	1、2
元禄2	1689	○		1
元禄5	1692	○	○	各2
元禄8	1695	○	○	各2
元禄10	1697	○	○	1、2
元禄12	1699		○	2
元禄14	1701	○	○	1、2
宝永元	1704	○	○	各2
宝永3	1706	○	○	各3
宝永6	1709	○	○	1、2
正徳元	1711	○	○	4、2
正徳3	1713	○	○	各2
正徳5	1715	○	○	3、2
享保元	1716	○	○	各2
享保3	1718	○	○	各2
享保5	1720	○	○	2、3
享保7	1722	○		3
享保10	1725	○	○	各3
享保13	1728	○	○	各2
享保14	1729	○	○	各2
享保16	1731	○	○	2、3
享保18	1733	○	○	2、3
享保20	1735	○	○	各2
元文2	1737	○	○	2、3
元文4	1739	○	○	各3
寛保元	1741	○	○	各3
寛保2	1743	○	○	4、3
延享2	1745	○	○	3、2
延享4	1747	○	○	3、2
寛延2	1749	○	○	4、3
宝暦2	1752	○	○	各2
宝暦5	1755	○	○	3、2
宝暦9	1759	○	○	12、6

【典拠】文庫「給禄」。（註）寛文元年～宝暦9年まで掲出した。分量の左が分限帳、右が無給帳の冊数。また○のないところは現存しない。

類された給禄帳の年代をまとめた表1と符合する。寛文から宝暦の間は、概ね二年ごと、あるいは三年ごとに作成されていたと指摘でき、明和の記録通りである。表には掲げなかったが、宝暦十三年（一七六三）からは、概ね中四年すなわち五年ごとに改訂が行われるようになった。なお、現存する明暦元年分限帳は、家臣団全体の名前を記載したものではなく、変更があった事柄を記したもので、一覧からは除いた。

また「給禄」には、元和八年（一六二二）・寛永二年（一六二五）・同四年等々の「分限帳」（写）も伝来する。このうち寛永四年「分限牒」の奥書に「此壹冊者口羽衛土方ニ有之密書之由ニ而、御用所方被差越、遠近方ニ無之候者写可被仰付との儀ニ付而、寛延三年五月写之」と⁽¹⁷⁾あり、寄組口羽家伝来のものを寛延三年（一七五〇）に写したことがわかる。

前述のとおり、遠近方には明暦元年以前の給禄帳は保存されていなかった。口羽家が伝えていた分限帳は、なんらかの方法で閲覧・筆写する機会を得て口羽家が写を作成したか、もしくは二次的に写を作成したのだろう。分限帳における名前の記載順すなわち筆並は、その家にとって重大な関心事であったことは理解できる。個人的に持ちたいという欲求から、分限帳を借り出して写を作成したとしても不思議ではない。そうした家臣

の行動によって、遠近方は保管していなかった時期の分限帳を管理下に置くことができ、またその分限帳の内容を今に知るこ
とができるのであろう。

二 藩政後期の給禄帳と遠近方 ―作成と管理―

さて、給禄帳を管理した遠近方が具体的にどのような活動をしてきたか、この点について考察したい。ここでは、「分限帳詮議物」⁽¹⁸⁾という史料に依拠して、後期の給禄帳と、それを管理する遠近方の活動について検討する。同史料は「詮議物」とあるように、家臣の「筆並」について判断し難い事例を検討した内容や、給禄帳の作成や管理のあり方にかかる藩の上層部からの指示について検討したものなどが記録されているが、多くは「分限帳改」に関連する文書を記録したもので、元文年間から慶応年間までの内容を含む。

これとは別に「分限帳問箇条」⁽¹⁹⁾があり、こちらは主に加増・減封による家臣の「筆並」についての分限帳方からの問箇条（多くは、判断に迷って、問題点を整理して上層部に判断を求めたもの）をまとめたものである。

「分限帳詮議物」第四分冊のなかに、次のような箇所がある。

(中表紙)

「自是寛政七年乙卯

三月二十九日予進於此

官已來之事

分限牒方

佐佐木忠

」

寛政七年(二七九五)三月二十九日から分限帳方を務めた佐々木忠⁽²⁰⁾という家臣が、分限帳方の業務について後年の参考となる事柄をまとめることを発想したようで、分限帳作成・管理

表2 分限帳方の業務に必要な書類

分限牒方御用物		見合物
分限牒	1	奉書頭書
無給牒	1	御賞美帳
伊呂波寄	1	根証抱物扣
分限牒目録八組々筋	1	広折御意書
八組根割	1	半紙御意書
御根牒略記	1	御状扣
御役人帳	1	不及御開扣
帳紙役人帳	1	減少石被返之記
御賞美御奉書写下ケ候事		開作検地石盛之記
【典拠】「分限帳詮儀物」文庫「給録」107.		分限帳間ヶ条扣
(註) 佐々木が書き上げたもの。数字は冊数。見合物には冊数の記載はない。		分限帳詮儀物
		士御雇仕法書
		細工人奉書扣
		組出入奉書扣

萩藩の分限帳・無給帳と遠近方(河本)

等の実務で使用する書類を「分限帳方御用物」「見合物」(表2に掲出)として整理したほか、給禄帳作成の基準となる事項等について十数項目を整理・記録した。「分限帳詮議物」「分限帳間簡条」は、分限帳方の「見合物」として分類されていた。

佐々木の分限帳方就任を画期として、「分限帳詮議物」の記載内容は、それ以前と比較すると大きく変化する。勿論、表題にある「詮儀」の名のとおり、家臣の筆並について検討した記録や、上層部からの給禄帳作成にかかる具体的な指示について、蓄積した実務経験や職座の伝統に基づいて異論があれば具申するべく検討した内容等も記されている。

しかし、大部分は分限帳方の最重要業務である「分限帳改」に関する記録で、幕末までの記録が第五く第八分冊に残る。記載漏れもあるとみられるが、寛政七年以降の「分限帳改」については追跡することができる⁽²¹⁾。以下、特に断らない限り、引用史料は「分限帳詮儀物」による。

萩藩の給禄帳には、「御根帳」「御前分限帳」「江戸方分限帳」の三種類があった。以下、それぞれについて遠近方の分限帳方の実務を通して検討したい。

(1) 御根帳

表3 現存する御根帳

年代	西暦	分限帳	無給帳
文政10～天保2	1827	○	○
天保2～天保6	1831	○	
天保10～天保14	1839	○	○
天保14～弘化4	1843	○	
弘化4～嘉永4	1847	○	○
嘉永4～安政2	1851	○	
安政2～安政6	1855	○	○
安政6～文久3	1859		○

（註）いずれも横長帳。西暦は、御根帳改訂年のみ示した。

祠解除政策において、元禄期に作成された寺社の「御根帳」に登載されていない寺社は淫祠とされ、解除の対象となった。「御根帳」に登載された寺社は、藩が公認した寺社であり、それ以外の祠や堂庵は排除された。

遠近方（分限帳方）で管理した給禄帳のなかで、「御根帳」は最も重要な帳簿であった。前述したとおり、後期になると「御根帳」は五年ごとに改訂され、新規に帳簿が作られていた。表3は、「給禄」に分類された「横長帳」の分限帳・無給帳の一覧である。当該の給禄帳の概要についてみておこう。

図1の下は分限帳冒頭部分で、毛利甲斐守（長府藩主）と毛

根帳とは、台帳・元帳のことであり、この用語は萩藩の藩政史料中にも頻出する。たとえば「御雇」として藩に出仕した者が勤功を積んで正式に「御家人」として取り立てられ、無給帳に名前が登載されるとき、「御根帳付」と表現された。また天保年間に断行した淫



図1 御根帳 天保2～6年

文庫「給禄」136。表紙と冒頭部分。支藩主の長府毛利と徳山毛利が冒頭に記される。

利日向守（徳山藩主）である。この裏面には吉川監物（岩国藩主）と宍戸筑前（毛利一門筆頭）が記載されている。このように、折紙一丁のオモテ・ウラそれぞれに家臣二人ずつが記載されるので一丁には四人が記される。家臣と家臣の間には余白がある。この余白は、図2を見れば理解されよう。つまり、「御根帳」が改訂された時点では、支藩主から始まって組編成、筆並順に家臣の名前と禄高等が墨筆で記載されている。その後、家臣そ

れぞれに異動が生じる。加増・減石、組替え、家臣の隠居や死去に伴う代替わり等々、給禄帳に必要な家臣の情報が追記されていく。

図2右側の坂次郎右衛門について、禄高の加増、年齢の書き込み、加増の事由は右余白に小さな文字で、それぞれ朱筆されている。因みに、坂の加増は、和姫入興・斉熙の少将昇進等の実務に携わった功勞によって御意銀（功勞者に藩主が与える褒

美）銀一貫六〇〇目を高に直して八〇石が加増されたとある。家臣に異動があつた時、当初の墨書は「朱筆」で修正され、その異動にかかる事由も記される。組がかわる場合や、同一組内で筆並が変わる場合、然るべき位置に朱書される。そして初めの筆並のところには「△△組へ」、異動先には「〇〇組方」「下方上ル」などの記載がなされる。「御根帳」にある余白部分は、家臣それぞれの異動を書き込むために予め用意されていたと

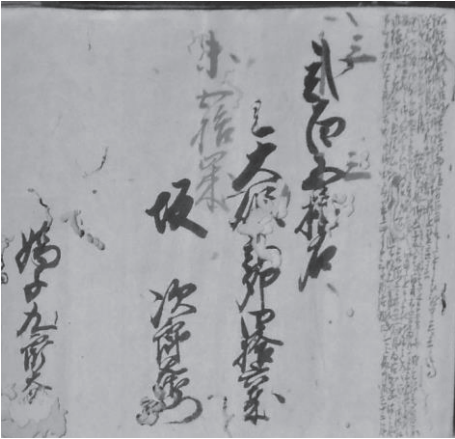
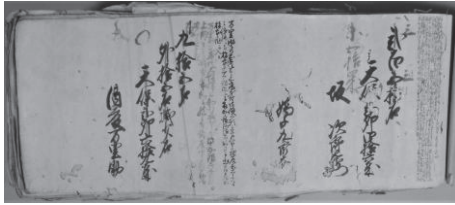


図2 御根帳 天保2～6年
文庫「給禄」136。手廻組坂次郎右衛門の記載箇所と、それを拡大したもの。

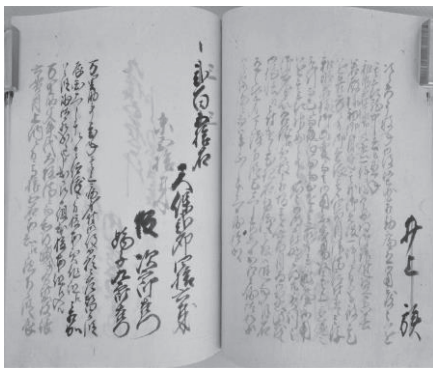


図3 分限帳写 天保2～6年
文庫「給禄」65。手廻組坂次郎右衛門の記載箇所。

理解される。家臣によつては、頻繁に筆並・組の異動が繰り返されることもあった。一旦、朱書された家臣に再び異動が生じたときは、今度は朱書が墨消され、異動の内容が墨書される。以下、朱・墨・朱の順で書き込まれる。また異動が輻輳して、余白が不足した場合は「懸紙」「刎紙」等の別紙に必要事項が記載され、該当箇所貼付される。

毛利家中の総体を記した根本台帳「御根帳」は、家臣の異動をその都度記録して、常に最新の情報となるようにしていた。

現在、毛利家文庫「給禄」に分類された給禄帳の多数は堅冊である。堅冊の給禄帳を見ると、「御根帳」の記載内容を支藩主から順に写し、組と組との間隔は明けているが、組内の家臣の記載は、間隔を詰めて写している。「御根帳」の最初の墨書、家臣個々の組替、加増・減知による異動を記した、朱書・墨書、張紙（刎紙）の記載内容を忠実に写している。文字だけではなく、「御根帳」で取えて筆並の間隔を開けている箇所については、「間明」などと書き込んで「御根帳」の原態についても表現している。

図2と図3を比較すれば、図3が図2の記載内容を上から順番に余白を詰めて書き写していたことは明白である。現存する堅冊の給禄帳は、大方このような記載であつて、現用を目的と

したものではなく、「御根帳」の新調後に作成された写である。横長帳である「御根帳」は、常に家臣の最新の情報を記す基礎台帳として五年間使用され、そして新たな帳簿に切り替えられる。現用を終えた「御根帳」については、分限帳方が写を作成した（写の作成については後述する）。

なお、「給禄」に分類された給禄帳の写のなかには、密用方がその業務に用いるため藩の各職座から借り出して作成した写に特徴的な表紙が確認できる⁽²²⁾。給禄帳の写は、遠近方が作成した写と密用方が作成した写が混在すると見られる。

後年の参考あるいは記録として残すのであれば、「御根帳」をそのまま保存するという考え方もできたはずだが、たくさん朱筆または墨筆の追記に、少なくない「張紙」のある分厚い横長帳では却つて不便という判断があつたのかもしれない。

(2) 御前分限帳

「御前分限帳」は、文字通り藩主毛利氏の「御前」に提示する給禄帳で、藩主の給禄帳である。藩主毛利氏は主従制の頂点に立つ存在であり、その扶持する全ての家臣を記載した分限帳・無給帳を手元に置くことは、至極当然のことであろう。

「御前分限帳」は、ほぼ毎年のように改められた。藩主は、参勤により国元と江戸を行き来する。

御前分限帳之儀、御下向年四月改、御参勤年二月改にして、向後其時々差出候様と御沙汰相成候、然処当年之儀ハ御根帳調替相成ニ付、此間兎角調懸り候、猶又当十一月朔日方大坂借仕候者之筆並改相成候故、其内者改難相成儀候間、右之一巻相済候上、改差出可申哉

本書ハ筆筒へ入置、卯（天明三年）三月十二日岡本へ受取

これは、天明三年（一七八三）の遠近方提出の伺いで、「御前分限帳」は、藩主下向の年は四月改、参勤の年は二月改にして差し出すよう指示されていたことがわかる。同年は「御根帳

調替」の年にあたり、新規に「御根帳」を作成するには時間を要する。しかも「大坂借」をする家臣が相当数いて、それに応じて筆並も大きく変化するため、尚更時間がかかる。それらを終えてから「御前分限帳」の作業を行つてよいかと伺いを立てたものである。

「大坂借」とは、家臣が禄高の一部を抵当として藩へ預けて借銀をするというものであった。藩はそれを預かつて銀主へ返済をしていく。借銀高に應じて、禄高が一時的に減少するため（大坂借減少色）、それを差し引いた高が家臣の禄高となる⁽²³⁾。そのため、筆並が大幅に入れ替わることを想定した見解が述べられているものであろう。

表4 御前分限帳の改訂年

年月日	備考
寛政7(1795)7.20	
寛政8(1796)6.2	
寛政9(1797)2.22	
寛政10(1798)5.28	
寛政11(1799)4.20	
寛政12(1800)5.	
寛政13(1801)2.25	
享和3(1803)1.18	
文化1(1804)4.10	
文化2(1805)1.	
文化3(1806)4.29	
文化6(1809)8.15	
文化7(1810)5.8	
文化9(1812)4.8	
文化11(1814)4.25	
文化12(1815)4.晦	
文化13(1816)4.晦	
文化14(1817)1.21	
文化15(1818)3.29	
文政3(1820)4.1	
文政4(1821)2.1	
文政5(1822)3.1	
文政5(1822)9.晦	
文政6(1823)9.25	
文政7(1824)1.1	給禄116
文政9(1826)10.1	給禄116
文政10(1827)3.10	①、給禄117
文政11(1828)7.1	
文政12(1829)4.1	①
文政13(1830)③.1	給禄116
天保4(1833)5.1	
天保5(1834)11.1	給禄116
天保6(1835)5.1	①、給禄117
天保11(1840)6.1	給禄117
天保15(1844)7.1	
弘化3(1846)8.15	給禄117
嘉永1(1848)12.1	
嘉永3(1850)9.1	給禄116
嘉永5(1852)②.20	給禄117
嘉永6(1853)8.15	

【典拠】文庫「給禄」107「分限帳詮儀物」。(註)改訂年は「分限帳詮儀物」による。①は「大殿様御用御前分限帳」をさし、大殿様とは毛利斉熙のこと。



図4 御前分限帳

文庫「給禄」117。木箱と分限帳・無給帳。右上は分限帳の冒頭部分、右下は無給帳に貼り付けられた短冊で、改訂の年月日が記されている。

家臣個々の異動は、遠近方が管理し常に最新の情報を「御根帳」に反映させていた。この「御根帳」をもとに、定期的に「御前分限帳」は改訂されていた。

毛利家文庫「給禄」に分類された給禄帳のなかに、「御前分限帳」という文書名を付されたものがある。図4がそれで、木箱に分限帳と無給帳が一冊ずつ納められている。木箱の上蓋は伝わっていない。それぞれ厚手の台紙（タテ一四・五センチ×ヨコ二一・〇センチ）に、家臣ごとに禄高・名前（嫡子が嫡子雇として出仕しているときは、嫡子の名前も）・改帳年の年齢を記した短冊（タテ二・七センチ×ヨコ三・〇センチ）を貼付して作成され、台紙には短冊を剥がした痕跡（糊の跡）が残っている。帳簿全体を通じて朱書はない。台紙は数枚ずつが糸綴じされ、その糸綴じされた冊を合冊して作られていた。無給帳には、次の短冊が貼付される（図4右下）。

- 「文政十亥三月十日新規調之」
- 「天保六未五月朔日改之」
- 「天保十一子六月朔日改之」
- 「弘化三年八月十五日改之」
- 「嘉永五子閏二月廿日改之」

これらは、御前分限帳の改訂年月日で、この台帳は継続して

使われていたことがわかる。ただし、表4に示したように、文政十年（一八二七）三月十日の新規作成は、葛飾屋敷に隠居した毛利斉熙の手に置く「大殿様御前分限帳」であった。斉熙は葛飾屋敷に当役以下の役人や番手を置き、権力を握ったままで「大御所」として振る舞った。「大殿様御用」の御前分限帳は三月五日には指示が出されていたが、完成は七月二十一日で同月二十九日の飛脚便で葛飾屋敷へ送付された。また三月九日には通常の御前分限帳の改めも指示が出されたが、分限帳方は「御根帳大改」の年にも当たっているため、その後でもよいかと伺いを立てて了承された。

この給禄帳は、改訂年の短冊「天保六年五月朔日」が「分限帳詮儀物」の記載と合致することによって「大殿様御用分限帳」の可能性は高いと思われる。ただ、記録にある文政十二年の短冊がないことの説明ができない。検討の余地が残る。

図4のほかに、同型の分限帳・無給帳がもう一組伝来し（24）、そちらの改訂年を示す短冊は、

「文政七甲正月朔日新規調之」

「文政九戌十月朔日改之」

「文政十三寅閏三月朔日改之」

「天保五年十一月朔日改之」

萩藩の分限帳・無給帳と遠近方（河本）

「天保九戌十月朔日改之」

「嘉永三戌八月朔日改之」

と記されている。天保五年（一八三四）までの改訂年月日が「分限帳詮儀物」のそれと合致することから、こちらが「御前分限帳」の可能性が高い。現存する二組の給禄帳は四半世紀以上継続して使われていた。

先に触れた佐々木忠が分限帳方になる前年（寛政六年）に「御根帳」の改訂が行われた。そして寛政七年七月二十日に「御前分限帳」改めが行われた。次の史料がそのときの記録である。

これが「分限帳詮議物」における「分限帳改」にかかる記録の嚆矢で、これ以後、「御根帳」「御前分限帳」「江戸方分限帳」の各「分限帳改」を実施したときの記録が記載される。

寛政七卯年七月廿日改之御前分限牒一事

一分限牒白根七郎、無給帳村岡源右衛門懸り

一六月二日方七月廿一日迄二相洛候

一読合七篇

一七月廿一日、於御蔵元当職毛利内匠殿見分被為達候

一二冊黄広折ニて包之、内匠殿印封調候

一箱入ニして上封、遠近方山縣源三郎印封調候

一探紙調替候

一分限牒八組之内、浮米高取・御扶持方取入交之所、御扶持方与申字見合之事

一諸頭等調へ之事

一箱之中有之金具白紙包之事

一跡職未被仰出分、左二記ス

無給

井上栄次跡

（後略）

分限帳・無給帳それぞれ担当一人が置かれ、六月二日から作業が進められて七月二十一日に完成した。「読合七篇」とあるように、今日の出版のときに行う校正を丹念に行い、ミスを防ぐための努力をしていたことがわかる。

現在、毛利家文庫に萩藩の各職座で作成された関連書類の写や控として伝来する簿冊を見ると、「校合よし」「校合済」などの書き込みを目にする。給禄帳関連で指摘すれば、天保二年く六年分限帳写の元表紙に「一二三四五六七」と書き込みがあつて、その右傍らには「合点」が付されている。それは、分限帳方が行った写作成作業の証しである。

「御前分限帳」は、藩主が手元に置くもので、改定時の「御根帳」の情報を正しく反映させる必要があり、そのため校合を七回したのであろう。

改訂した「御前分限帳」は当職毛利内匠が確認して、二冊を「黄広折」で包んで印封、さらにそれを遠近方が箱に入れて印封をした。また、のちの触書を参考にすると、家臣の代替（跡職）について組毎に整理して遠近方へ申告するように触れていた。

当時の藩主毛利斉房は在府中で、完成した給禄帳は飛脚便で江戸へ移送され、翌月末までには到着したと見られる。

同年十月二十四日付の江戸当役堅田の用状は次のとおりで、国元に「御前分限帳」を送るので、翌年の藩主帰城にあわせて提出するように当職毛利内匠に依頼したことがわかる。

一筆致啓達候、御前分限帳二冊箱入ニして、此度差下候付改被仰付、来御帰城早速被差出候様ニ可被成御沙汰候、恐惶謹言

十月廿四日

堅 縫殿

毛 内匠様

御表書之趣令承知候、以上

十一月廿七日

毛 内匠

堅 縫殿様

御前分限帳は二組あつた。七月に国元で改訂した御前分限帳を江戸へ送付したばかりであり、そのとき藩主斉房の御前にあ

表5 寛政7～8年の分限帳改訂作業

年代	分限帳改の対象	分限方の担当		作業期間	藩主の動向
		分限帳	無給帳		
寛政7 (1795) 7.20	御前分限帳	白根七郎	村岡源右衛門	6.2～7.21	斉房 (在府)
寛政8 (1796) 2.22	江戸方分限帳	村岡源右衛門	鮎川宇兵衛	正.12～2.24	
寛政8 (1796) 6.2	御前分限帳	嶋田九郎兵衛	三隅松之介	3.7～6.13	4.28江戸発。
寛政8 (1796) 11.1	江戸方分限帳	村岡源右衛門	嶋田九郎兵衛	10.20～11.13	6.3萩城着 (初入国)

【典拠】「分限帳詮議物」文庫「給禄」107。田村哲夫「参勤帰国動静一覧」『山口県文書館研究紀要』8、1981年。

つた分限帳が国元に送付されたとみられる。その分限帳は翌年の斉房帰萩の際に提出すべく、改訂作業が行われた。「寛政八辰六月二日改之御前分限牒一事」によると、実際に行われた改訂作業は三月七日から六月十三日まで「読合七篇」、完了当日に当職毛利内匠が見分し、同日江戸方の役人に渡された。

藩主斉房は、同年四月二十八日に江戸を発ち、六月三日に萩城到着、初入国を果たした。結局、このときは藩主の帰城の前に作業を終えることは叶わなかったようで、前述の給禄帳提出にかかる規定は必ずしもそのとおりにいかなかったこともわかる。

改めて寛政七年から同八年の給禄帳にかかる分限帳方の実務を整理しておくと、表5のとおりで

ある。「分限帳詮議物」には「寛政七卯年七月廿日改之御前分限牒一事」として記録されているが、実務作業は翌日に終えたことになっている。以下、「分限帳改」の記事は、公式に予定した期日があるものの実務はそれを過ぎて完了することが多かったが、予定した当職による改訂の「分限帳改」の日は動かなかったようだ。

(3) 江戸方分限帳

江戸方分限帳は、上御用所すなわち江戸当役の手元で使用された給禄帳と考えられる。

このことについて、「享和三亥十二月晦日改江戸方分限帳一件」に、次のような記載がある。

右只今迄御用所分限帳式通相済来候処、御在国中江戸留守居一通りハ不残置候ハ而ハ、御間之儀も有之候付、今一通り新規二調相成候様ニと、先御在国之内江戸申合せ有之、此度新規調相成候、尤改之儀ハ只今迄之通ニ而定候事

冒頭の「御用所分限帳式通」というのは分限帳と無給帳のことを指す。藩主在国的时候、江戸方分限帳も当役とともに在国する。その際、江戸の留守居所に一通りの給禄帳を置いておか

ないと不都合があると江戸方から指摘があり、現行の物とは別に新規に江戸方分限帳を作成することとなった。作業は翌年三月二十七日に終え、四月四日に当職毛利若狭が見分、五日付の当職送り状を添えて江戸方へ送られた。新規に作成するためか、三ヶ月を要している。

表5で作業日数を比較すると、「御前分限帳」にはおよそ三ヶ月を要しているが、「江戸方分限帳」は一月前後で完了していることから、「御前分限帳」のような短冊を作成して張り替えるというようなものではなかったことは推測できる。現存の給禄帳のうち、これが江戸方分限帳というものに気づけていないので、体裁については判然としない。

萩藩の給禄帳は、文化元年（一八〇四）以降、「江戸方分限帳」が二組となり、「御根帳」一組、「御前分限帳」二組が同時に存在することになった。また一時期、これに吝熙専用の大殿様御前分限帳も加わり、遠近方とくに分限帳方の業務は煩瑣を極めたようである。

三 給禄帳写の作成と遠近方

われわれが利用する萩藩の給禄帳の多くは、遠近方の分限帳

方が作成した写で形態は堅冊である。写を作成する作業はなかなか大変だったようで、それに関する記録を紹介する。

文化十三年、分限帳方は次のような要望を提出している。

演説覚

分限帳写寛政六年改方文化四卯年迄出来寄候得共、年来読合滞居、数冊数篇之読合故、地道之御用相添候而間々読合候程之事ニ而者、所全滞勝ニ相成、其内二者御根帳改有之、既ニ文化八年改之御帳写出来不仕候、於只今も無疎読合仕せ候へ共、何卒夫而已引籠逐出情候ハ、其目当も可有御座候、元来右之通ニして当用を者不仕分限帳一途可仕答ニ御座候へ共、分限帳方手子之儀も本座手子御用繁之節者書調も相憑候由相見候、只今之通御座候而者、愈及繁混不相済儀ニ付、右写出来之分不残読合相済候迄、分限帳一通り江引除せ出情仕せ度奉存候、尤至暮詰候而ハ本座御用増可有御座候ハ、於本座吟味可仕候、彼是考合仕候而者、所全不埒打過、肝要之根之引受之詮無御座候間、早速方読合仕せ度奉存候、右ニ付而ハ数年読合之御帳滞居候を出情仕候江被為対、当暮方読合出来迄加勢衆式人并手子式人江少々被就御氣被下候様ニ奉存候、左候ハ、自然と読合相連ひ出来可仕と奉存候、無左与而も出情可仕候へ共、是迄滞

居候を此度せり立被為対苦勞、御心入を以右之通被就御氣可被下候事

但、員数旁之儀者、於本座全義被仰付可被下候事

十一月

分限帳方

寛政六年（二七九四）から文化四年（二八〇七）の給祿帳の書き写しは出来たが「読合」が滞っているという現状を述べ、その要因として、まとまった時間の確保が出来ないこと、分限帳方手子が遠近方本締座の応援にかり出されて人員の確保ができないことを挙げている。この間の「御根帳」改訂年は、寛政六年・同十一年（二七九九）・享和三年（二八〇三）・文化四年・同八年（二八一二）・同十二年（二八一五）で、前年分を除いても五組の「御根帳」の写が未完成という状況であった。

分限帳写の「読合」は、「地道之御用」（日常の業務）の合間に作業し、そのうちに「御根帳改」の作業が入ってきて「文化八年改之御帳写」もできないと述べている。「何卒夫而已引籠逐出情候ハ」と、この作業のみに引きこもって専念できるのであれば、完成の目当ても立っだろうと述べている。現状では状況がますます悪化するとして、手子を分限帳写作成作業に専念させたいとしている。そして分限帳写作成にあたる加勢衆二人と手子二人に対して、「少々被就御氣被下候様ニ」と要望

している。

こうした状況は慢性化しており、天保年間にも分限帳方は同様の「演説覚」を提出している。そのなかで、分限帳写の作成作業は、①文化八年より文政六年（二八二五）迄の写はできたものの、読み合わせが滞っていること、②「地道之御用」の合間に行う程度では、結局、滞り勝ちになること、③そうしているうちに「御根帳」改めの時期になり、「去未年（文政六年）改之分ハ勿論、文政十年改之御帳写共」に未だに作成できていないと述べている。

そして「自然と虫入之分も有之、根之御帳ハ張帋多く経年序候ニ随ひ、糊薄く相成、次順等難相分様相成可申哉、肝要之御根帳其詮無之やう相成可申哉と奉存候」と指摘する。つまり時間が経過して「御根帳」に自然と虫が付いて傷んでいるものがあることや、たくさんある「張紙」も糊が薄くなつて剥がれて順番がわからなくなり、「御根帳」として「詮無之やう相成」すなわち用をなさなくなると危機感を述べている。

現状では、分限帳方の手子が本締座手子の手子をしていて、分限帳写作成に取りつかれないので、「分限帳一通り江引除せ出情仕せ候儀奉存候」と、分限帳方手子は写作成に専念させたいとする。作業する加勢一人と手子二人に「出精」させるので、

「少々充被就御氣を被下候様」と少しの心付を頂戴できれば自然と仕事が捗ると述べている。

この時期の遠近方の人員は、遠近方二人・本締役一人・筆者役二人・分限帳方役一人（筆者兼帯）・助筆役二人（筆者・分限帳方も兼帯）の計八人となる。「遠近方役人帳」には「手子」の題号も記されているものの、人名の記載がない。手子を初期同様と想定すると、一三人の組織となる⁽²⁵⁾。分限帳の写作成の慢性的な停滞は、遠近方が関与する業務が多岐にわたり、人員不足であったことは否定できない。

現在、われわれが手にする萩藩の給禄帳のうち、天保十年（一八三九）～同十四年は、罫紙の使用と楷書による記載であることから、毛利家編輯所で作成されたものと思われる。右で述べたように、写の作成作業には時間がかかっていた。さらに幕末の混乱によって、作成は明治を待たねばならなかったのではなかろうか。

おわりに

小稿は、萩藩家臣団の基礎台帳である給禄帳について、毛利家文庫「給禄」に分類された分限帳・無給帳と、それを作成・

管理した遠近方（分限帳方）の活動について考察した。

藩政初期に遠近方を務めた兼常喜兵衛は、一五年にわたり給禄帳を如才なく管理して藩政に支障をきたすことはなかったが、記録として過去の給禄帳を残してこなかった。明暦元年、そのことが問題となつて、以降は当用を終えた給禄帳を記録として保存管理する方向性が打ち出された。

毛利家文庫「給禄」の給禄帳のうち、寛文期以降のものは、毛利家編輯所が作業した一部を除いて、遠近方（分限帳方）が管理した「御前分限帳」や、「御根帳」とその写である。後期の実態から鑑みて、遠近方が根本台帳として管理した「御根帳」は、常に最新の情報に更新されていた。そして「御根帳」は、寛文から宝暦までは一、二年おきに改訂し、宝暦後半からは五年毎の改訂となつた。当用を終えた「御根帳」については、分限帳方が写を作成した。その大部分が「給禄」に収められていると思われる。

「御根帳」の写を作成する作業は、分限帳方にとってそう簡単な話ではなく、なかなか進捗しなかった。人員不足と日常業務の狭間で、最も大切な「読合」をする時間を確保できなかった。そのことは、述べたように「給禄」に残る給禄帳からもうかがえる。

遠近方（分限帳方）が「御根帳」を国元で管理し、それをもとに藩主が使う「御前分限帳」（二組）と、江戸方で使用する「江戸方分限帳」（はじめ一組だったが二組に）を定期的に改訂して利用に供していた。

今後の課題として、小稿では触れなかった家臣の「筆並」の決定要因や組編成の変遷、給禄帳という帳面から垣間見える近世の武家社会について考察したいと考えている。

註

（1）無給帳のうち、弓・鉄砲足輕や中間は組頭名と人員と扶持の合計が記されるのみで、その意味では家臣あるいは御家人の名前を全て知ることはいくつかできない。

（2）県内の自治体史では「萩藩の家臣団構成（編成）」という表は、意外なことに余り作成されていない。

（3）毛利家文庫「柳宮」四「慶安承応御国目付並寛文巡見使来藩一件録」のなかに分限帳写がある。以下、毛利家文庫は、文庫「分限」と略記して請求番号を記した。「県庁伝来旧藩記録」などにも給禄帳はある。

（4）石川卓美編、一九八五年、マツノ書店。同書は、『防長風土注進

案研究要覧』（山口県文書館編、一九六六年）として上梓されたのち、一九八六年に『山口県近世史研究要覧』として刊行された。その後、収録用語にかかる典拠史料が増補されて刊行されたものである。

（5）『防長歴史用語辞典』における遠近方の説明は、典拠として両公伝史料一八五「忠正公伝」「文政以前に於ける毛利氏の職制」が掲げられて、ほぼそれによっている。

（6）文庫「諸役」五四。

（7）文庫「諸役」二四。いろは寄せて編集されている。

（8）文庫「譜録」か八三「兼常喜兵衛具武家」。

（9）田中誠二『萩藩財政史の研究』（二〇一三年、塙書房）において、正保三年仕組として詳しく分析されている。

（10）検討が必要だが、文庫「旧記」二・二「万覚書」に符合するとみられる。

（11）旅役出来は、享保三年（一七一八）に制度化され、家臣が高一〇〇石につき五石を抛出した。そうしてプールした米を江戸番手にあたる家臣へ支給するというもので、家臣間の相互扶助的な制度であった。制度化を着想し、実務にあたった坂時存が書き残した「遺塵抄」（『山口県史 史料編 近世5』（二〇一〇年）参照。また田中前掲書にも詳述される。

(12) 『東京大学史料編纂所蔵 益田家文書「御用状控」』（東京大学

史料編纂所研究成果報告二〇二一・一、研究代表者田中誠二、二〇二二年）には、慶安四年から承応二年のものが翻刻されている。

(13) 同右。

(14) 田中前掲書によれば、井上は御用方として活躍した人物。次に挙げた奉書の宛所にある児玉藤右衛門も財政方で活躍した人物であった。二人とも、国元にあつては兼常とともに遠近方の業務を経験していた。

(15) 文庫「給禄」二五「自明曆至天和 分限帳書抜」。

(16) 文庫「目次」一二「諸役所控目録」卷一五「遠近方記録名目」。

(17) 文庫「給禄」一六「分限帳」。

(18) 文庫「給禄」一〇七。

(19) 文庫「給禄」一〇五。

(20) 「遠近方伝」によると、寛政七年に分限帳方筆者暫役となった佐々木幸之進以奉の可能性がある。佐々木は、当職所などで筆者を務めた。

(21) 一覧表は紙幅の関係もあつて掲載しなかった。

(22) 山崎一郎氏の「教示による。密用方については、同氏「萩藩密用方と中山又八郎の活動について―藩主重就期における密用方設置前後の動向―」『山口県文書館研究紀要』三八（二〇二一年）

等を参照。

(23) 文庫「政理」三八「奉書借御仕法」。大坂借減少石については、田中前掲書二七二―二七四頁を参照。

(24) 文庫「給禄」一六。

(25) 遠近方の人員構成については、初期は不明な点が多い。森下徹『武士という身分』（二〇二二年、吉川弘文館）によれば、寛文九年（一六六九）段階では、遠近方二人、「御雇物書」（筆者役）が三人、手子の中間が五人。総員一〇人であった。